

予算特別委員会資料

令和3年度予算説明書

福 祉 局

目 次

1	令和3年度 福祉局予算の概要	4
2	一般会計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	8
	(2) 歳入予算の説明	9
	(3) 歳出予算の説明	14
	(4) 債務負担行為	27
3	特別会計	
	〔1〕国民健康保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	28
	(2) 歳入予算の説明	29
	(3) 歳出予算の説明	30
	(4) 債務負担行為	35
	〔2〕介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	36
	(2) 歳入予算の説明	37
	(3) 歳出予算の説明	39
	(4) 債務負担行為	44
	〔3〕後期高齢者医療事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	45
	(2) 歳入予算の説明	46
	(3) 歳出予算の説明	47
	(4) 債務負担行為	49
4	保険料率等の改定（案）	
	(1) 国民健康保険の保険料算定方式の改定	50
	(2) 介護保険料基準額の改定	51
5	議 案	
	第8号議案 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件	52
	第9号議案 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件	65
	第10号議案 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する	

	条例の一部を改正する条例の件	77
第11号議案	神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件	89
第12号議案	神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の件	98

1 令和3年度 福祉局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

福祉行政が抱える課題が年々多様化・複雑化する中、令和3年度は、「第8期神戸市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」や「神戸市障がい者プラン」の初年度として、誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現を目指し、将来の福祉課題を見据えた施策を展開します。

【高齢者や障害者の方への支援】

1. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

◎ (1) 介護・障害福祉分野における ICT 活用 [22,650 千円]

職員がより働きやすい環境整備を促進するため、介護・障害福祉サービスの入所施設において、インカムによる情報共有や記録作成のシステム等を導入する際の費用の一部を補助します。

また、企画調整局医療・新産業本部と共同で介護ロボット等の開発や導入について、企業と介護保険事業所の双方から相談を受ける窓口を開設し、事業所が介護ロボットや ICT 機器等を体験導入する機会を企業の協力により提供するとともに、業務の効率化や介護職員の負担軽減に向けた検討を支援します。

(2) 新規採用介護職員にかかる住宅手当補助 [25,626 千円]

介護・障害福祉分野における介護人材の不足が喫緊の課題となる中、その確保を促進するため、所在地の区外から新たに正規職員を採用した事業所に対し、法人が負担する住宅手当の一部を補助します。

○ (3) キャリアアップへの支援 [20,043 千円]

介護人材のキャリアアップへの支援を目的として、引き続き、「神戸市高齢者介護士認定制度」の合格者に対し、介護福祉士資格を取得するための支援金を支給するとともに、事業所に対し、職員が同制度を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費を補助します。

併せて、特別養護老人ホームの職員が、喀痰吸引等の医療的ケアを行うための資格を取得する研修費用を補助するほか、事業所に対し、職員が受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費を補助します。

◎ (4) 外国人介護人材にかかる日本語学習等の支援（「KOBE de KAIGO」）[8,000 千円]

介護保険事業所における外国人介護人材（技能実習生等）のレベルアップを図り、人材の確保・定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について、事業所や本人が負担する費用の一部を補助するとともに、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費を補助します。

2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症「神戸モデル」の実施〔254,607千円〕

65歳以上の方を対象に早期受診・早期対応を目的とする無料の「診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方への見舞金や賠償責任保険を内容とする「事故救済制度」を組み合わせた神戸モデルを引き続き実施します。

(2) 認知症の方とその家族への支援〔203,525千円〕

認知症の方やその家族が安心して暮らしていけるよう、引き続き、初期集中支援チームによる訪問支援や、市内7か所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンを実施します。

また、在宅で生活する認知症または軽度認知障害と診断された方に対し、見守りや話し相手、外出の付き添い等を行う「KOBEみまもりヘルパー」を派遣します。

◎3. 高齢者の社会参加促進〔111,873千円〕

ハローワーク等と連携した広報啓発などにより高齢者就労を促進するほか、65歳以上の高齢者が介護保険事業所で掃除・洗濯物の整理などの活動を行った場合にポイントを付与し、交通費などへの換金を行う「KOBEシニア元気ポイント」制度により、地域活動への参加を促進するとともに、フレイル予防につなげます。

また、身近な地域で気軽に参加できる「つどいの場」の運営を支援することにより、フレイルの進行や認知機能の低下を防止し、高齢者の交流・活動を促進します。

4. 介護保険施設整備の促進〔3,874,158千円〕

「第8期神戸市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（令和3～5年度）」に基づき、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設の整備に対する補助を行います。また、施設の感染防止や災害時の対策強化を支援するため、多床室の個室化整備や非常用自家発電機設置等に対する補助を行います。

5. 障害者にかかる相談支援体制の充実〔439,322千円〕

障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う相談支援専門員が不足していることから、相談支援専門員を新たに雇用・配置した相談支援事業所に対する補助を行います。

併せて、市内19か所ある「障害者相談支援センター（旧：障害者地域生活支援センター）」による市内の相談支援事業所への指導や研修を強化し、人材育成を含めた市全体の相談支援体制の充実に取り組みます。

6. 親なき後対策の強化

(1) 障害者地域生活支援拠点における見守り支援〔72,972千円〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点（旧：障害者支援センター）」に配置する見守り支援員を中心として、令和2年度に作成した対象者台帳に基づき、訪問等による実態把握や障害福祉サービスへのつなぎなど、障害者の見守りを行います。

(2) グループホームの整備〔41,485千円〕

障害者の地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、改修などにかかる経費の補助を引き続き実施します。

また、不動産取引業者を介してグループホームへの転用を希望する民間住宅を募集し、グループホームの運営を希望する法人への紹介を行い、整備を促進します。

7. 障害者の就労支援〔125,779千円〕

市内5か所に設置している「しごとサポート」において、障害者の一般就労に向けた支援を行います。また、多様な働き方の選択を可能とすることで就労機会の拡大につながるため、週20時間未満の超短時間雇用を推進するとともに、ICTを活用した在宅就労を支援します。

◎8. 障害児支援の質の向上〔5,214千円〕

障害児の通所支援を行う事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）が年々増加していることを背景に、事業所における支援の質の向上を図るため、作業療法士等の専門家の訪問により事業所への指導・助言を行います。

【くらしの安心と貧困の連鎖防止】

◎1. こども・若者ケアラーへの支援〔15,000千円〕

家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている「こども・若者ケアラー」について、その孤立を防ぎ、地域社会全体で支援していくことを目指し、関係者及び当事者からの相談を受け、支援の調整を担う窓口を設置するとともに、身近で接する方々への理解促進や当事者同士の交流・情報交換の場づくりを進めます。

◎2. 特定健診の受診率向上に向けた取組み〔7,554千円〕

国民健康保険被保険者を対象とした特定健診の受診率向上を目指し、利用者負担を一律で無料にします。

併せて、特定健診にかかる予約・問い合わせについても、Web予約サイトやチャットボットを活用することにより、利便性の向上を図ります。

3. ひきこもり支援の充実〔28,770千円〕

相談員による面談や家庭訪問、家族の居場所づくりや就労支援等を引き続き行うとともに、関係機関と連携することで、早期発見・支援の体制強化や、長期化の防止を図ります。

4. 災害時要援護者支援の推進〔69,608千円〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるほか、基幹福祉避難所に加え、福祉避難所指定施設のうち、社会福祉施設における開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

5. 公共交通のバリアフリー化の促進〔372,619千円〕

高齢者・障害者を含めた誰もが利用できるまちづくりを推進し、転落事故防止等を図るため、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などバリアフリー化を支援します。

＜令和3年度 整備予定一覧＞

	事業者	駅名	工期
バリアフリー化	阪神電気鉄道	大開駅 (EV・多機能トイレ)	令和元年度～令和3年度
	山陽電気鉄道	東須磨駅 (EV・多機能トイレ)	令和2年度～令和4年度
	阪急電鉄	春日野道駅 (EV・多機能トイレ・可動式ホーム柵)	令和2年度～令和4年度
ホーム柵整備	JR西日本	三ノ宮駅 (昇降式ホーム柵)	平成29年度～令和4年度
	阪神電気鉄道	神戸三宮駅 (可動式及び昇降式ホーム柵)	令和元年度～令和3年度

6. 事業者への指導監査の徹底〔28,732千円〕

介護・障害福祉サービス事業者に対し、定期的な実地指導、通報等に基づく監査（立入調査）を行うほか、制度周知や適切な事業運営のための留意事項等についての事業者説明会を開催し、事業者の指導・監督の強化・充実を図ります。

◎7. 国民健康保険料の収滞納業務の改編

各区役所で行っている滞納処分等の業務を行財政局税務部に集約化し、資力がありながら納付に応じない世帯等への対応を強化します。併せて、有効期間の短い保険証について、窓口更新から郵送方式に変更し、区役所への来庁者数の抑制ならびに保険証の未更新の解消を図ります。

◎8. 生活困窮者にかかる自立相談支援体制の強化〔194,824千円〕

各福祉事務所に設置した「くらし支援窓口」において、生活困窮者からの相談に応じて必要な情報提供及び助言を行い、包括的な支援を実施します。個々人の課題に沿った個別支援計画を策定するため、令和3年度は窓口の体制を強化し、新型コロナウイルスの影響によって生活危機に直面した方々の自立に向けた支援を行います。

◎9. ICTを活用した生活困窮世帯へのリモート学習支援〔30,000千円〕

従来の集合型に加え、経済的な事情による学力格差が懸念される中学生の支援として、大学生講師とのオンライン学習を実施し、令和3年度からは経済的に厳しい世帯の中学1年生にも対象を拡大します。（愛称：「リモスタ」）

2 一般会計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	189,419	4 民生費	169,373,183
1 使用料	176,921	1 民生総務費	14,411,526
2 手数料	12,498	2 生活保護費	76,739,716
18 国庫支出金	87,531,244	4 障害者福祉費	62,787,141
1 負担金	84,444,004	5 老人福祉費	8,032,007
2 補助金	2,482,358	6 人権啓発費	25,335
3 委託金	604,882	7 国民年金費	221,760
19 県支出金	27,997,326	8 民生施設整備費	7,155,698
1 負担金	23,679,945	15 諸支出金	900,000
2 補助金	4,317,159	2 過年度支出	900,000
3 委託金	222		
20 財産収入	16,266		
1 財産運用収入	9,765		
3 基金収入	6,501		
21 寄附金	100,660		
1 寄附金	100,660		
22 繰入金	610,583		
2 基金繰入金	610,583		
24 諸収入	3,987,237		
1 納付金	1,829,837		
2 措置費等受入	309,724		
5 貸付金元利収入	638,172		
6 過年度収入	59,496		
7 雑入	1,150,008		
25 市債	2,393,000		
1 市債	2,393,000		
歳入合計	122,825,735	歳出合計	170,273,183

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	189,419	210,750	△21,331	
1 使用料	176,921	197,907	△20,986	
1 総務使用料	8,112	8,112	-	
2 区役所	8,112	8,112	-	駐車場使用料
3 民生使用料	168,809	189,795	△20,986	
1 こうべ市民福祉交流センター	35,251	33,585	1,666	会議室等
2 総合福祉センター	8,799	12,232	△3,433	会議室等
5 障害者福祉施設	19,024	44,028	△25,004	市民福祉スポーツセンター等
6 ケアハウス	32,706	31,983	723	入所者使用料(和光園)
7 デイサービスセンター	46,614	33,170	13,444	
8 総合センター	7,589	25,082	△17,493	
9 多目的ショートステイ施設	17,388	3,068	14,320	
△ 婦人交流施設	-	5,209	△5,209	
10 シルバーカレッジ	1,436	1,436	-	
14 更生センター	2	2	-	
2 手数料	12,498	12,843	△345	
1 証紙収入	12,498	12,843	△345	
1 証紙収入	12,498	12,843	△345	
18 国庫支出金	87,531,244	86,512,259	1,018,985	
1 負担金	84,444,004	84,109,733	334,271	
1 民生費負担金	84,444,004	84,109,733	334,271	
1 生活困窮者自立支援法負担金	1,396,106	1,402,459	△6,353	
2 生活保護費等負担金	56,512,881	57,177,478	△664,597	
8 障害者福祉費負担金	23,142,418	22,108,519	1,033,899	
9 点字図書館設置費負担金	15,152	15,026	126	
10 精神医療費負担金	2,196,323	2,196,314	9	
11 介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金	1,181,124	1,209,937	△28,813	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 補 助 金	2,482,358	1,891,150	591,208	
2 民 生 費 補 助	2,482,358	1,891,150	591,208	
1 生活困窮者自立支援法 補 助 金	224,605	204,259	20,346	
2 生 活 保 護 費 補 助	318,396	147,890	170,506	
3 児 童 福 祉 費 補 助	68,125	67,759	366	
5 障 害 者 福 祉 費 補 助	1,369,312	1,393,333	△24,021	
6 精 神 保 健 費 補 助	32,274	32,274	-	
7 老 人 福 祉 費 補 助	469,646	45,635	424,011	
3 委 託 金	604,882	511,376	93,506	
2 民 生 費 委 託 金	604,882	511,376	93,506	
1 社 会 福 祉 統 計 調 査 委 託 金	10,935	8,435	2,500	
2 生 活 保 護 指 導 職 員 設 置 委 託 金	21,498	20,615	883	
3 援 護 事 務 等 庫 委 託 金	3,692	3,212	480	
4 特 別 児 童 扶 養 手 当 事 務 委 託 金	15,640	15,158	482	
5 人 権 啓 発 活 動 委 託 金	6,089	8,461	△2,372	
6 国 民 年 金 事 務 委 託 金	547,028	455,495	91,533	
19 県 支 出 金	27,997,326	26,183,248	1,814,078	
1 負 担 金	23,679,945	23,252,760	427,185	
1 民 生 費 負 担 金	23,679,945	23,252,760	427,185	
2 障 害 者 福 祉 費 負 担 金	11,166,320	10,736,108	430,212	
3 国 民 健 康 保 険 基 盤 安 定 負 担 金	8,848,416	8,867,615	△19,199	
4 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 基 盤 安 定 負 担 金	3,074,647	3,044,069	30,578	
7 介 護 保 険 低 所 得 者 保 険 料 軽 減 県 負 担 金	590,562	604,968	△14,406	
2 補 助 金	4,317,159	2,930,266	1,386,893	
3 民 生 費 補 助	4,317,159	2,930,266	1,386,893	
3 児 童 福 祉 費 補 助	6,876	6,734	142	
4 障 害 者 医 療 費 補 助	1,408,931	1,395,067	13,864	
5 障 害 者 介 護 手 当 費 補 助	29,402	32,156	△2,754	

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	6 障害者福祉費補助	510,849	489,162	21,687	
	7 精神保健費補助	-	15,769	△15,769	
	8 老人医療費補助	46,274	54,351	△8,077	
	9 老人福祉費補助	402,279	216,512	185,767	
	10 人権啓発費補助	750	750	-	
	11 介護基盤緊急整備等臨時 交付金事業費補助	1,911,798	719,765	1,192,033	
	3 委 託 金	222	222	-	
	2 民生費委託金	222	222	-	
	1 援護事務等委託金	222	222	-	
20	財 産 収 入	16,266	18,981	△2,715	
	1 財 産 運 用 収 入	9,765	12,055	△2,290	
	1 貸 地 料	8,686	9,164	△478	
	3 一 般 土 地	8,686	9,164	△478	
	2 貸 家 料	1,079	2,891	△1,812	
	7 一 般 建 物	1,079	2,891	△1,812	
	3 基 金 収 入	6,501	6,926	△425	
	1 基 金 収 入	6,501	6,926	△425	
	5 民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金	1	1	-	預金利子
	6 市民福祉振興等基金	6,500	6,925	△425	預金利子等
21	寄 附 金	100,660	100,560	100	
	1 寄 附 金	100,660	100,560	100	
	2 其 他 寄 附	100,660	100,560	100	
	6 福 祉 局	100,660	100,560	100	
22	繰 入 金	610,583	450,107	160,476	
	2 基 金 繰 入 金	610,583	450,107	160,476	
	1 基 金 繰 入 金	610,583	450,107	160,476	
	4 民間社会福祉事業従事 職員福利厚生基金繰入	1,257	1,257	-	
	5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	609,326	448,850	160,476	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
24 諸 収 入	3,987,237	5,032,149	△1,044,912	
1 納 付 金	1,829,837	1,894,560	△64,723	
2 民 生 費 納 付 金	1,829,837	1,894,560	△64,723	
1 行 旅 死 病 人	2,245	3,067	△822	扶養義務者納付金
2 生 活 保 護 費 等	836,372	911,705	△75,333	生活保護費等返還金等
3 生 活 保 護 施 設	6,726	6,954	△228	入所者納付金
8 障 害 者 医 療 費	2,973	1,964	1,009	受給者納付金等
9 障 害 者 扶 養 共 済	33,022	31,588	1,434	加入者納付金
10 高 齢 重 度 障 害 者 医 療 費	484,213	477,794	6,419	広域連合納付金
11 老 人 医 療 費	898	867	31	受給者納付金等
12 老 人 福 祉 施 設	401,118	399,012	2,106	入所者又は扶養義務者納付金
13 在 宅 老 人 福 祉 費	62,270	61,600	670	利用者納付金
△ 障 害 福 祉 施 設	-	9	△9	利用者納付金等
2 措 置 費 等 受 入	309,724	546,664	△236,940	
1 民 生 施 設 入 措 置 費 等 受 入	309,724	546,664	△236,940	
1 生 活 保 護 施 設	155,667	152,933	2,734	更生センター、和光園
△ 障 害 者 支 援 施 設	-	239,674	△239,674	さざんか療護園
6 養 護 老 人 ホ ー ム	154,057	154,057	-	和光園
5 貸 付 金 元 利 収 入	638,172	1,255,572	△617,400	
1 民 生 費 貸 付 金 返 還 金	637,211	1,254,124	△616,913	
1 市 民 福 祉 振 興 協 会 貸 付 金	101,500	101,925	△425	
2 療 養 資 金 貸 付 金	138	138	-	
5 身 体 障 害 者 更 生 資 金 貸 付 金	5,733	5,731	2	
6 民 間 施 設 整 備 資 金 貸 付 金	314,781	316,406	△1,625	
7 都 市 施 設 整 備 推 進 資 金 貸 付 金	87,500	89,500	△2,000	
△ 介 護 福 祉 士 奨 学 金 貸 付 金	-	10	△10	
8 住 宅 改 修 資 金 貸 付 金	398	818	△420	
9 高 齢 者 及 び 障 害 者 居 室 等 改 修 資 金 貸 付 金	2,693	3,503	△810	

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
			10	要	保	護	者	緊	急	81,475	70,830	10,645	
			11	バ	リ	ア	フ	リ	ー	37,500	37,500	-	
			12	災	害	援	護	資	金	999	627,763	△626,764	
			13	同	和	更	生	資	金	4,494	-	4,494	
		3		其	他	貸	付	金	返	961	1,448	△487	
		5		医	療	機	関	整	備	961	1,448	△487	
				資	金	貸	付	金					
		6		過	年	度	収	入		59,496	25,255	34,241	
		1		過	年	度	収	入		59,496	25,255	34,241	
		2		生	活	保	護	費	等	59,496	25,255	34,241	
				戻	入								
		7		雑		入				1,150,008	1,310,098	△160,090	
		5		償		還	金			65,780	25,101	40,679	
		7		福	祉	セ	ン	タ	ー	2,425	2,418	7	光熱水費等
		11		障	害	者	福	祉	施	62	438	△376	光熱水費等
		13		養	護	老	人	ホ	ー	139	295	△156	自販機等
		14		軽	費	老	人	ホ	ー	1,499	1,746	△247	光熱水費等
		15		こ	う	べ	市	民	福	17,179	16,993	186	光熱水費等
		43		交	流	セ	ン	タ	ー				
		47		福	祉	電	話			82	82	-	電話使用料
		6		受	講	料				82,708	76,297	6,411	
		3		シ	ル	バ	ー	カ	レ	82,708	76,297	6,411	
				ジ									
		9		雑		入				1,001,520	1,208,700	△207,180	
		7		福	祉	局				1,001,520	1,208,700	△207,180	
				(民	生	費)					
		25		市		債				2,393,000	2,225,000	168,000	
		1		市		債				2,393,000	2,225,000	168,000	
		1		民		債				2,393,000	2,225,000	168,000	
		1		民	生	施	設	整	備	2,393,000	2,225,000	168,000	
				事	業	公	債						
				歳	入	合	計			122,825,735	120,733,054	2,092,681	

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

(項名) 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費	169,373,183	167,139,969	2,233,214	100,933,821	2,393,000	4,903,209	61,143,153	
1 民生総務費	14,411,526	13,594,019	817,507	1,186,755	-	435,713	12,789,058	
1 職員費	9,286,076	10,006,758	△720,682	259,166	-	652	9,026,258	
2 民生総務費	3,981,326	2,821,930	1,159,396	317,156	-	429,834	3,234,336	
3 民生委員活動費	259,718	261,557	△1,839	1,025	-	-	258,693	
4 援護諸費	884,406	503,774	380,632	609,408	-	5,227	269,771	

1 職員費

福祉局所属職員の給料、職員手当等の経費 9,286,076 千円

2 民生総務費

市民福祉条例に基づく市民福祉活動の推進、市民啓発及び民間社会福祉施設への助成等に要する経費 3,981,326 千円

(1) 地域福祉の推進(権利擁護事業、地域福祉ネットワークの配置等) 1,031,129 千円

(2) 公共交通等バリアフリーの推進 472,481 千円

(3) 住宅改修助成制度、高齢者及び障害者居室等改修資金貸付 248,204 千円

(4) 福祉情報システム保守・再構築 1,371,069 千円

(5) その他、市民福祉の推進等に関する費用 858,443 千円

3 民生委員活動費

民生委員児童委員の地域社会における福祉活動推進、民生委員児童委員協議会の運営等に要する経費

	259,718 千円
(1) 民生委員推薦会、審査会、民生委員児童委員・主任児童委員研修会	5,259 千円
(2) 活動助成	254,459 千円

4 援護諸費

生活困窮者自立支援事業、災害援護資金貸付の償還事務等に要する経費

	884,406 千円
(1) 生活困窮者自立支援事業	643,620 千円
(2) 災害援護資金貸付償還事務等	8,815 千円
(3) 中国残留邦人等支援	205,737 千円
(4) 更生援護相談所の管理運営・住所不定者対策	6,698 千円
(5) その他、災害対策等	19,536 千円

(項名) 生活保護費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
2 生 活 保 護 費	76,739,716	77,614,122	△874,406	56,550,677	-	1,154,460	19,034,579	
1 生 活 保 護 費	737,167	679,659	57,508	175,383	-	218,787	342,997	
2 扶 助 費	75,930,989	76,874,575	△943,586	56,368,294	-	770,218	18,792,477	
3 保 護 施 設 費	71,560	59,888	11,672	7,000	-	165,455	△100,895	

1 生活保護費

生活保護法の施行等に要する経費 737,167 千円

2 扶助費

生活保護法による各扶助費及び保護施設事務費 75,930,989 千円

(1) 生活扶助 22,334,248 千円

(2) 住宅扶助 12,925,470 千円

(3) 医療扶助 37,777,594 千円

(4) 介護扶助等 2,217,025 千円

(5) 保護施設事務費 676,652 千円

3 保護施設費

更生センター(定員50人、更生施設)及び和光園(定員50人、救護施設)の管理運営に要する経費等

71,560 千円

(項名) 障害者福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
4 障 害 者 福 祉 費	62,787,141	60,691,363	2,095,778	39,611,490	-	1,145,362	22,030,289	
1 障 害 者 福 祉 費	4,123,498	4,045,023	78,475	1,342,820	-	760	2,779,918	
2 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	50,012,758	47,952,251	2,060,507	35,786,363	-	-	14,226,395	
3 障 害 医 療 者 費	3,726,575	3,691,986	34,589	1,408,931	-	487,187	1,830,457	
4 障 害 手 当 者 費	1,049,510	1,040,178	9,332	742,932	-	-	306,578	
5 障 害 者 扶 養 共 済 費	409,216	434,907	△25,691	68,125	-	263,971	77,120	
6 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等 運 営 費	420,849	476,670	△55,821	44,694	-	20,112	356,043	
7 障 害 福 祉 施 策 費	3,044,735	2,980,378	64,357	217,625	-	373,332	2,453,778	
△ 障 害 者 福 祉 施 設 費	-	69,970	△69,970	-	-	-	-	

1 障害者福祉費

障害者総合支援法等の施行等に要する経費	4,123,498 千円
(1) 障害者地域活動支援センターや移動支援等、地域生活支援	3,283,789 千円
(2) グループホーム整備支援等、地域生活への移行支援	142,240 千円
(3) 障害者スポーツ振興等、社会参加支援	183,129 千円

(4) 障害者福祉団体への委託	4,662 千円
(5) その他、障害者総合支援法等の施行等に要する経費	509,678 千円
2 障害者自立支援給付費	
障害者自立支援給付に要する経費	50,012,758 千円
(1) 障害福祉サービス等	32,106,982 千円
(2) 障害児対象サービス	8,766,801 千円
(3) 自立支援医療	8,603,788 千円
(4) 補装具費の給付	506,677 千円
(5) 精神障害者入院医療費助成	28,510 千円
3 障害者医療費	
重度障害者の医療費の助成に要する経費	3,726,575 千円
(1) 重度障害者医療費助成	1,977,182 千円
(2) 高齢重度障害者医療費助成	1,749,393 千円
4 障害者手当費	
重度心身障害者介護手当、特別障害者手当等の支給に要する経費	1,049,510 千円
(1) 重度心身障害者介護手当支給	76,491 千円
(2) 特別障害者手当支給	931,648 千円
(3) 障害者特別給付金支給	36,710 千円
(4) 障害児福祉手当支給等	4,661 千円
5 障害者扶養共済費	
障害者扶養共済制度の実施に要する経費	409,216 千円
6 障害者福祉センター等運営費	
障害者福祉センターの管理運営等に要する経費	420,849 千円
(1) 障害者福祉センター	20,776 千円
(2) 障害者更生相談所	4,818 千円

(3) 在宅障害者福祉センター、点字図書館指定管理料	178,707 千円
(4) 市民福祉スポーツセンター指定管理料	110,619 千円
(5) その他施設管理運営費等	105,929 千円

7 障害福祉施策費

障害福祉施策の施行に要する経費	3,044,735 千円
(1) 障害者見守り体制の構築、ひきこもり支援等	1,258,401 千円
(2) 障害者就労支援	93,735 千円
(3) 発達障害者支援	61,805 千円
(4) 福祉乗車証交付等	1,578,771 千円
(5) その他、障害福祉施策の施行に要する経費	52,023 千円

(項名) 老人福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
5 老 人 福 祉 費	8,032,007	8,008,387	23,620	409,040	-	1,362,421	6,260,546	
1 老 人 福 祉 費	5,351,155	5,307,503	43,652	362,766	-	770,449	4,217,940	
2 老 人 措 置 費	2,148,111	2,150,511	△2,400	-	-	401,118	1,746,993	
3 老 人 医 療 費	92,584	108,681	△16,097	46,274	-	899	45,411	
4 養 護 老 人 ホ ー ム 費	58,731	58,888	△157	-	-	155,750	△97,019	
5 軽 費 老 人 ホ ー ム 費	381,426	382,804	△1,378	-	-	34,205	347,221	

1 老人福祉費

老人福祉法の施行等に要する経費	5,351,155 千円
(1) 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づく施策	682,540 千円
(2) 敬老優待乗車証	3,542,522 千円
(3) 介護人材確保・定着支援事業	79,052 千円
(4) 介護サービス継続支援事業	239,626 千円
(5) その他、老人福祉法の施行等に要する経費	807,415 千円

2 老人措置費

老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置に要する経費	2,148,111 千円
(1) 養護老人ホーム措置費	2,133,057 千円
(2) 施設入所者養老福祉金	15,054 千円

3 老人医療費		
高齢期移行者の医療費の助成に要する経費		92,584 千円
4 養護老人ホーム費		
養護老人ホーム和光園の管理運営に要する経費		58,731 千円
5 軽費老人ホーム費		
軽費老人ホームの管理運営に要する経費		381,426 千円
(1) ケアハウス和光園		41,132 千円
(2) 民間ケアハウス運営補助		340,294 千円

(項名) 人権啓発費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
6 人 権 啓 発 費	25,335	29,237	△3,902	5,380	-	7,586	12,369	
1 人 権 啓 発 費	25,335	29,237	△3,902	5,380	-	7,586	12,369	

1 人権啓発費

人権教育及び人権啓発等に要する経費	25,335 千円
(1) 市民啓発・職員研修	16,295 千円
(2) 自立促進・生活基盤確立	144 千円
(3) 住民組織育成・まちづくり支援	7,688 千円
(4) 財産管理・運営	140 千円
(5) 犯罪被害者等への支援	1,068 千円

(項名) 国民年金費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
7 国 民 年 金 費	221,760	246,726	△24,966	497,548	-	-	△275,788	
1 国 民 年 金 費	221,760	246,726	△24,966	497,548	-	-	△275,788	

1 国民年金費

国民年金法等に基づく、法定受託事務に要する経費	221,760 千円
(1) 国民年金事務費	206,847 千円
(2) 特別障害給付金事務費	13 千円
(3) 年金生活者支援給付金事務費	14,900 千円

(項名) 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
8 民 生 施 設 費	7,155,698	5,579,656	1,576,042	2,672,931	2,393,000	797,667	1,292,100	
2 老 人 福 祉 施 設 費	3,874,158	2,074,305	1,799,853	2,339,598	1,441,000	-	93,560	
3 其 他 民 生 施 設 費	2,347,729	2,444,691	△96,962	-	646,000	518,330	1,183,399	
4 障 害 福 祉 施 設 費	933,811	1,060,660	△126,849	333,333	306,000	279,337	15,141	

2 老人福祉施設整備費

老人福祉施設の整備等に要する経費	3,874,158 千円
(1) 特別養護老人ホーム等整備	2,480,843 千円
(2) 養護老人ホーム等大規模改修	268,600 千円
(3) 多床室の個室化整備補助	276,796 千円
(4) 非常用自家発電機設置補助等	739,040 千円
(5) 定期巡回・随時対応型サービス事業所整備・開設準備経費等	108,879 千円

3 其他民生施設整備費

市立施設の整備等に要する経費	2,347,729 千円
(1) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」管理運営等	742,676 千円
(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」施設改修	274,653 千円
(3) こうべ市民福祉交流センター改修	111,751 千円
(4) 民間社会福祉施設整備融資等	615,870 千円
(5) その他市立施設老朽改修等	602,779 千円

4 障害福祉施設整備費

障害福祉施設の整備等に要する経費	933,811 千円
(1) 障害福祉サービス事業所等整備	513,780 千円
(2) 民営化通所施設等整備費等	4,583 千円
(3) 市街地における重症心身障害者(児)入所施設の整備	338,595 千円
(4) その他障害施設整備	76,853 千円

第15款 諸 支 出 金

(項名) 過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
15 諸 支 出 金	900,000	1,000,000	△100,000	900,000	-	-	-	
2 過 年 度 支 出	900,000	1,000,000	△100,000	900,000	-	-	-	
1 過 年 度 支 出	900,000	1,000,000	△100,000	900,000	-	-	-	

1 過年度支出

国庫支出金等返還金

900,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 福祉情報システム・生活保護システム再構築	令和3年度～令和5年度	1,837,000	-	-	-	1,837,000	
(2) 令和3年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	令和3年度～令和13年度	4,000	-	-	-	4,000	
(3) 令和3年度住宅改修資金貸付損失補償	令和3年度～令和13年度	2,000	-	-	-	2,000	
(4) 令和3年度誰にでもやさしい空間づくり資金融資損失補償	令和3年度～令和13年度	2,000	-	-	-	2,000	
(5) 福祉情報システム改修	令和3年度～令和4年度	18,000	-	-	-	18,000	
(6) はり・きゅう・マッサージ施術助成事業	令和3年度～令和7年度	30,000	-	-	28,041	1,959	
(7) 公設民営施設老朽改修	令和3年度～令和4年度	298,000	-	182,000	51,265	64,735	
(8) しあわせの村老朽改修	令和3年度～令和4年度	340,000	-	231,000	-	109,000	

3 特別会計

〔1〕国民健康保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 国民健康保険収入	154,402,030	1 国民健康保険費	154,402,030
1 国民健康保険料	28,079,618	1 事務費	2,690,535
2 県支出金	109,190,884	2 保険給付費	106,413,350
3 繰入金	16,851,476	3 国民健康保険金 事業費納付金	43,702,282
4 繰越金	1	4 保健事業費	1,046,933
5 諸収入	280,051	5 諸支出金	518,930
		6 予備費	30,000
歳入合計	154,402,030	歳出合計	154,402,030

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 国 民 健 康 保 険 収 入	154,402,030	156,754,788	△2,352,758	
1 国 民 健 康 保 険 料	28,079,618	29,024,481	△944,863	
1 保 険 料	28,079,618	29,024,481	△944,863	
1 現 年 度 分	27,418,350	28,169,267	△750,917	
2 滞 納 繰 越 分	661,268	855,214	△193,946	
2 県 支 出 金	109,190,884	110,557,359	△1,366,475	
1 補 助 金	109,190,884	110,557,359	△1,366,475	
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	109,190,884	110,557,359	△1,366,475	
3 繰 入 金	16,851,476	16,896,896	△45,420	
1 一 般 会 計 繰 入 金	16,851,476	16,896,896	△45,420	
4 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
5 諸 収 入	280,051	276,051	4,000	
1 雑 入	280,051	276,051	4,000	
1 給 付 費 返 還 金	260,263	260,263	-	
2 預 金 利 子	1	1	-	
3 国 民 健 康 保 険 料 (延 滞 金)	1	1	-	
4 其 他	19,786	15,786	4,000	
歳 入 合 計	154,402,030	156,754,788	△2,352,758	

(3) 歳出予算の説明

第1款 国民健康保険費

(項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費	154,402,030	156,754,788	△2,352,758	109,190,884	-	28,359,670	16,851,476	
1 事務費	2,690,535	2,759,664	△69,129	290,723	-	22,384	2,377,428	
1 職員費	1,606,459	1,671,438	△64,979	30,105	-	2,598	1,573,756	
2 事務費	809,289	805,962	3,327	2,284	-	3,333	803,672	
3 収納特別対策費	99,949	103,716	△3,767	97,929	-	2,020	-	
4 医療費適正化特別対策費	174,838	178,548	△3,710	160,405	-	14,433	-	

1 職員費

国民健康保険事業に従事する職員の給料、職員手当等の経費

1,606,459 千円

2 事務費

国民健康保険事業の運営に要する経費

809,289 千円

3 収納特別対策費

保険料収納対策に要する経費

99,949 千円

4 医療費適正化特別対策費

医療費適正化対策に要する経費

174,838 千円

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
2 保 険 給 付 費	106,413,350	107,543,978	△1,130,628	106,413,350	-	-	-	
1 給 付 費	106,413,350	107,543,978	△1,130,628	106,413,350	-	-	-	

1 給付費

保険給付に要する経費	106,413,350 千円
(1) 療養給付費等	105,692,084 千円
(2) 出産育児一時金、葬祭費	429,252 千円
(3) 審査支払手数料	292,014 千円

(項名) 国民健康保険事業費納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
3 国民健康保険事業費納付金	43,702,282	44,852,875	△1,150,593	2,074,968	-	27,232,118	14,395,196	
1 医療給付分納付金	31,109,669	32,130,986	△1,021,317	2,074,968	-	18,462,441	10,572,260	
2 後期高齢者支援金等分納付金	9,450,036	9,532,068	△82,032	-	-	6,600,181	2,849,855	
3 介護納付金分納付金	3,142,577	3,189,821	△47,244	-	-	2,169,496	973,081	

1 医療給付分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、医療給付費分 31,109,669 千円

2 後期高齢者支援金等分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、後期高齢者支援金等分 9,450,036 千円

3 介護納付金分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、介護納付金分 3,142,577 千円

(項名) 保健事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
4 保健事業費	1,046,933	1,048,311	△1,378	411,843	-	635,090	-	
1 保健事業費	70,346	70,860	△514	-	-	70,346	-	
2 特定健診事業費	976,587	977,451	△864	411,843	-	564,744	-	

1 保健事業費

保健事業等に要する経費

70,346 千円

2 特定健診事業費

特定健康診査、特定保健指導等に要する経費

976,587 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
5 諸 支 出 金	518,930	519,960	△1,030	-	-	470,078	48,852	
1 雑 出	258,667	259,697	△1,030	-	-	209,815	48,852	
2 過年度支出	260,263	260,263	-	-	-	260,263	-	

1 雑出

兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び過誤納保険料の返還金等

258,667 千円

2 過年度支出

県支出金返還金(給付費返還金)

260,263 千円

(項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
6 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	
1 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和3年度 ～ 令和4年度	68,000	-	-	-	68,000	
(2) 高額療養費ターンアラウンド	令和3年度 ～ 令和4年度	7,000				7,000	

〔2〕介護保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 保 険 料	29,654,939	1 総 務 費	3,169,028
1 介 護 保 険 料	29,654,939	1 総 務 費	3,169,028
2 国 庫 支 出 金	34,861,710	2 保 険 給 付 費	135,057,876
1 国 庫 負 担 金	24,356,315	1 保 険 給 付 費	135,057,876
2 国 庫 補 助 金	10,505,395	3 地 域 支 援 事 業 費	10,006,158
3 県 支 出 金	20,978,780	1 地 域 支 援 事 業 費	10,006,158
1 県 負 担 金	19,537,172	4 基 金 積 立 金	1,197
2 県 補 助 金	1,441,608	1 基 金 積 立 金	1,197
4 支 払 基 金 交 付 金	38,425,794	5 諸 支 出 金	49,864
1 支 払 基 金 交 付 金	38,425,794	1 諸 支 出 金	49,864
5 繰 入 金	24,362,232	6 予 備 費	3,000
1 一 般 会 計 繰 入 金	23,797,232	1 予 備 費	3,000
2 基 金 繰 入 金	565,000		
6 繰 越 金	1		
1 繰 越 金	1		
7 諸 収 入	3,667		
1 諸 収 入	3,667		
歳 入 合 計	148,287,123	歳 出 合 計	148,287,123

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	29,654,939	28,290,586	1,364,353	
1 介 護 保 險 料	29,654,939	28,290,586	1,364,353	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	29,654,939	28,290,586	1,364,353	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	27,327,483	24,273,425	3,054,058	
2 現 年 度 普 通 徴 収 料	2,327,456	4,017,161	△1,689,705	
2 国 庫 支 出 金	34,861,710	34,262,195	599,515	
1 国 庫 負 担 金	24,356,315	23,283,522	1,072,793	
1 介 護 給 付 費 金	24,356,315	23,283,522	1,072,793	
1 介 護 給 付 費 金	24,356,315	23,283,522	1,072,793	
2 国 庫 補 助 金	10,505,395	10,978,673	△473,278	
1 調 整 交 付 金	7,955,575	8,331,110	△375,535	
1 調 整 交 付 金	7,955,575	8,331,110	△375,535	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	2,520,020	2,608,266	△88,246	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サービス 事 業 交 付 金	1,372,876	1,415,164	△42,288	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	75,099	122,345	△47,246	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	1,067,841	1,065,850	1,991	
4 そ の 他 諸 費 金 交 付 金	4,204	4,907	△703	
3 事 務 費 交 付 金	29,800	39,297	△9,497	
1 事 務 費 交 付 金	29,800	39,297	△9,497	
3 県 支 出 金	20,978,780	20,129,624	849,156	
1 県 負 担 金	19,537,172	18,639,356	897,816	
1 介 護 給 付 費 金	19,537,172	18,639,356	897,816	
1 介 護 給 付 費 金	19,537,172	18,639,356	897,816	
2 県 補 助 金	1,441,608	1,490,268	△48,660	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,441,608	1,490,268	△48,660	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サービス 事 業 交 付 金	858,047	885,744	△27,697	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	47,015	68,508	△21,493	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	533,919	532,919	1,000	
4 そ の 他 諸 費 金 交 付 金	2,627	3,097	△470	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 支 払 基 金 交 付 金	38,425,794	36,869,540	1,556,254	
1 支 払 基 金 交 付 金	38,425,794	36,869,540	1,556,254	
1 介 護 給 付 費 金	36,465,356	34,812,603	1,652,753	
1 介 護 給 付 費 金	36,465,356	34,812,603	1,652,753	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,960,438	2,056,937	△96,499	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金	1,853,382	1,913,208	△59,826	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	101,382	137,041	△35,659	
3 そ の 他 諸 費 金	5,674	6,688	△1,014	
5 繰 入 金	24,362,232	24,944,053	△581,821	
1 一 般 会 計 繰 入 金	23,797,232	23,196,253	600,979	
1 介 護 給 付 費 金	16,888,190	16,249,703	638,487	
1 介 護 給 付 費 金	16,888,190	16,249,703	638,487	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	1,441,612	1,490,487	△48,875	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 繰 入 金	858,047	885,745	△27,698	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	47,073	68,675	△21,602	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	533,865	532,971	894	
4 そ の 他 諸 費 金 繰 入 金	2,627	3,096	△469	
3 低 所 得 者 保 険 料 金 繰 入 金	2,356,166	2,287,120	69,046	
1 低 所 得 者 保 険 料 金 繰 入 金	2,356,166	2,287,120	69,046	
4 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,111,264	3,168,943	△57,679	
1 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	3,111,264	3,168,943	△57,679	
2 基 金 繰 入 金	565,000	1,747,800	△1,182,800	
1 そ の 他 繰 入 金	565,000	1,747,800	△1,182,800	
1 そ の 他 繰 入 金	565,000	1,747,800	△1,182,800	
6 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
7 諸 収 入	3,667	3,820	△153	
1 諸 収 入	3,667	3,820	△153	
1 雑 収 入	3,667	3,820	△153	
1 雑 収 入	1,740	2,021	△281	
2 延 滞 金 等	1,927	1,799	128	
歳 入 合 計	148,287,123	144,499,819	3,787,304	

(3) 歳出予算の説明

第1款 総務費

(項名) 総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 総 務 費	3,169,028	3,227,505	△58,477	45,789	-	9,622	3,113,617	
1 総 務 費	3,169,028	3,227,505	△58,477	45,789	-	9,622	3,113,617	
1 職 員 費	1,289,340	1,259,355	29,985	19,261	-	7,151	1,262,928	
2 総 務 管 理 費	469,621	603,968	△134,347	24,772	-	144	444,705	
3 徴 収 費	217,839	207,183	10,656	-	-	2,327	215,512	
4 介 護 認 定 審 査 会 費	1,192,228	1,156,999	35,229	1,756	-	-	1,190,472	

1 職員費

介護保険事業に従事する職員の給料、職員手当等の経費

1,289,340 千円

2 総務管理費

介護保険事業の運営に要する経費

469,621 千円

3 徴収費

保険料徴収、賦課及び資格管理等に要する経費

217,839 千円

4 介護認定審査会費

介護認定審査会の運営に要する経費

1,192,228 千円

第2款 保険給付費

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
2 保 險 給 付 費	135,057,876	128,936,574	6,121,302	51,443,166	-	64,370,354	19,244,356	
1 保 險 給 付 費	135,057,876	128,936,574	6,121,302	51,443,166	-	64,370,354	19,244,356	
1 介 護 サービス等諸費	121,156,403	115,723,580	5,432,823	46,148,475	-	57,744,260	17,263,668	
2 介 護 予 防 サービス等諸費	6,528,786	5,787,627	741,159	2,486,815	-	3,111,680	930,291	
3 高 額 介 護 サービス等費	4,100,215	3,675,878	424,337	1,561,772	-	1,954,200	584,243	
4 市 町 村 特 別 給 付 費	1,000	1,000	-	-	-	1,000	-	
5 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	3,155,920	3,629,266	△473,346	1,202,090	-	1,504,141	449,689	
6 そ の 他 諸 費	115,552	119,223	△3,671	44,014	-	55,073	16,465	

1 介護サービス等諸費

要介護者のサービス給付等に要する経費

121,156,403 千円

2 介護予防サービス等諸費

要支援者のサービス給付等に要する経費

6,528,786 千円

3 高額介護サービス等費

高額介護サービス給付等に要する経費

4,100,215 千円

4 市町村特別給付費

緊急ショートステイ等に要する経費

1,000 千円

5 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設入所者への補足給付に要する経費

3,155,920 千円

6 その他諸費

保険給付に係る審査支払手数料

115,552 千円

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	10,006,158	10,384,329	△378,171	4,351,535	-	4,218,364	1,436,259	
1 地域支援事業費	10,006,158	10,384,329	△378,171	4,351,535	-	4,218,364	1,436,259	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	6,864,378	7,085,955	△221,577	2,614,642	-	3,391,689	858,047	
2 一般介護予防事業費	373,069	505,131	△132,062	142,100	-	184,328	46,641	
3 包括的支援事業等費	2,747,695	2,768,474	△20,779	1,586,787	-	631,964	528,944	
4 その他諸費	21,016	24,769	△3,753	8,006	-	10,383	2,627	

1 介護予防・生活支援サービス事業費

総合事業の訪問型・通所型サービス等に要する経費 6,864,378 千円

(1) 介護予防・生活支援サービス事業費 6,249,923 千円

(2) 介護予防ケアマネジメント 586,425 千円

(3) フレイル改善特化型通所サービス 28,030 千円

2 一般介護予防事業費

一般介護予防事業に要する経費 373,069 千円

(1) 地域拠点型介護予防事業 165,420 千円

(2) KOBEシニア元気ポイント 92,262 千円

(3) つどいの場 17,611 千円

(4) その他、一般介護予防事業に要する経費 97,776 千円

3 包括的支援事業等費

包括的支援事業に要する経費 2,747,695 千円

(1) 地域包括支援センター運営 1,647,059 千円

(2) 介護用品支給事業 154,002 千円

(3) 認知症の方やその家族への支援 113,974 千円

(4) ケアプラン等チェック事業 31,404 千円

(5) その他、包括支援事業に要する経費 801,256 千円

4 その他諸費

総合事業に係る審査支払手数料 21,016 千円

第4款 基金積立金

(項名) 基金積立金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 基金積立金	1,197	1,884,411	△1,883,214	-	-	1,197	-	
1 基金積立金	1,197	1,884,411	△1,883,214	-	-	1,197	-	
1 介護給付費等準備基金積立金	1,197	1,884,411	△1,883,214	-	-	1,197	-	

1 介護給付費等準備基金積立金

介護給付費等準備基金への積立金

1,197 千円

第5款 諸支出金

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 諸支出金	49,864	52,000	△2,136	-	-	49,864	-	
1 諸支出金	49,864	52,000	△2,136	-	-	49,864	-	
1 諸支出金	49,864	52,000	△2,136	-	-	49,864	-	

1 諸支出金

過誤納保険料の還付等に要する経費

49,864 千円

第6款 予備費
 (項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
6 予 備 費	3,000	15,000	△12,000	-	-	-	3,000	
1 予 備 費	3,000	15,000	△12,000	-	-	-	3,000	
1 予 備 費	3,000	15,000	△12,000	-	-	-	3,000	

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和3年度 ～ 令和4年度	73,000	-	-	-	73,000	
(2) 介護認定審査会費	令和3年度 ～ 令和5年度	108,000	-	-	-	108,000	

〔3〕後期高齢者医療事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 収 入	41,853,651	1 後 期 高 事 業 者 医 療 事 業 費	41,853,651
1 後 期 高 齢 者 医 療 高 保 険 料	19,693,238	1 事 務 費	244,622
2 繰 入 金	21,509,113	2 納 付 金	41,561,783
3 繰 越 金	1	3 諸 支 出 金	47,246
4 諸 収 入	651,299		
歳 入 合 計	41,853,651	歳 出 合 計	41,853,651

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 後期高齢者医療事業収入	41,853,651	41,484,031	369,620	
1 後期高齢者医療保険料	19,693,238	19,730,424	△37,186	
1 現 年 度 分	19,569,643	19,634,884	△65,241	
1 特 別 徴 収	11,741,786	11,781,455	△39,669	
2 普 通 徴 収	7,827,857	7,853,429	△25,572	
2 滞 納 繰 越 分	123,595	95,540	28,055	
1 普 通 徴 収	123,595	95,540	28,055	
2 繰 入 金	21,509,113	21,701,921	△192,808	
1 一 般 会 計 繰 入 金	21,509,113	21,701,921	△192,808	
1 一 般 会 計 繰 入 金	21,509,113	21,701,921	△192,808	
3 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
4 諸 収 入	651,299	51,685	599,614	
1 雑 入	651,299	51,685	599,614	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	47,240	47,240	-	
2 延 滞 金 及 び 過 料	4,059	4,425	△366	
3 返 納 金	1	1	-	
4 雑 入	599,999	19	599,980	
歳 入 合 計	41,853,651	41,484,031	369,620	

(3) 歳出予算の説明

第1款 後期高齢者医療事業費

(項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	41,853,651	41,484,031	369,620	-	-	20,344,538	21,509,113	
1 事 務 費	244,622	230,967	13,655	-	-	1,615	243,007	
1 事 務 費	244,622	230,967	13,655	-	-	1,615	243,007	

1 事務費

後期高齢者医療事業実施にかかる事務費

244,622 千円

(項名) 納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
2 納 付 金	41,561,783	41,205,818	355,965	-	-	20,295,677	21,266,106	
1 納 付 金	41,561,783	41,205,818	355,965	-	-	20,295,677	21,266,106	

1 納付金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、広域連合への納付金

41,561,783 千円

(1) 保険料負担金

19,697,293 千円

(2) 療養給付費負担金

17,402,650 千円

(3) 保険基盤安定負担金

4,099,530 千円

(4) 共通経費負担金

362,310 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
3 諸 支 出 金	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	
1 雑 出	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	

1 雑出

過誤納保険料の還付等に要する経費

47,246 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和3年度 ～ 令和4年度	3,000	-	-	-	3,000	

4 保険料率等の改定（案）

（1）国民健康保険の保険料算定方式の改定

●改定理由

平成30年度より兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県内市町ごとの所得水準等を考慮して国民健康保険事業費納付金を決定し、当該納付金を賄うために必要となる、県内市町ごとの「標準保険料率」を算定・公表する。県内市町は、兵庫県が示す「標準保険料率」を参考に、条例に定める算定方式により保険料率を定める。

本市では、兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な県内統一保険料に向けて、平成30年度より実施した、保険料の激変緩和措置を継続して、令和3年度は平成29年度算定方式による保険料からの増加額を60%までに抑制することとする。

また、地方税法改正により未婚のひとり親に対する措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われたことを踏まえ、独自控除における対象者を変更する。

さらに、地方税法改正による所得控除等の変更及び租税特別措置法改正による長期譲渡所得の特別控除の新設に伴い、国民健康保険法施行令が改正された。それに合わせて法定減額基準及び所得割保険料算定方法を変更する。

●改定内容

・激変緩和措置

令和2年度：平成29年度算定方式の保険料からの増加額を45%までとする

令和3年度：平成29年度算定方式の保険料からの増加額を60%までとする

・独自控除の対象者の変更

令和2年度：地方税法における寡婦（夫）控除の適用を受ける者

令和3年度：地方税法におけるひとり親控除・寡婦控除の適用を受ける者

・法定減額基準の変更

	令和2年度	令和3年度
7割減額	33万円	43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円
5割減額	33万円＋28.5万円×被保険者数	43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円＋28.5万円×被保険者数
2割減額	33万円＋52万円×被保険者数	43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円＋52万円×被保険者数

・所得控除の新設

譲渡価格が500万円以下の低未利用土地等（空き地、空き店舗等）を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除

●改定時期 令和3年4月1日から

(2) 介護保険料基準額の改定

●改定理由

介護保険料は3年ごとに改定しており、このたび、第8期神戸市介護保険事業計画の策定に伴い、令和3～5年度の介護保険料を設定する。

高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加などの影響により、給付費の増加が見込まれるため、保険料額の改定を実施する。介護給付費等準備基金（剰余金）やインセンティブ交付金（自立支援・重度化防止等の取組に対する国交付見込額）の活用による保険料引き下げとともに、第7期と同様に、被保険者の所得に応じたきめ細かな保険料段階の設定や、さらに消費税を財源とする公費を投入した低所得者の保険料率の引き下げにより、生活実態を保険料に反映したものとする。

●改定内容（令和3年4月1日から）

①介護保険料基準額の改定

- 第1号被保険者の第8期介護保険料基準額（月額）を改定する。

第7期（平成30～令和2年度）6,260円

⇒第8期（令和3～5年度）6,400円（+140円、+2.2%）

②低所得者に配慮した保険料段階・保険料率の設定（第7期と同様）

- 被保険者の所得に応じたきめ細かな保険料段階を設定

15段階（国基準9段階）

- 消費税を財源とする公費を投入した保険料率の引き下げ

第1段階保険料率：0.45→0.25

第2段階保険料率：0.7→0.45

第3段階保険料率：0.75→0.7

●保険料額等

保険料段階	保険料	
	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)
第1段階（基準額×0.25）	1,565円	1,600円
第2段階（基準額×0.45）	2,817円	2,880円
第3段階（基準額×0.7）	4,382円	4,480円
第4段階（基準額×0.9）	5,634円	5,760円
第5段階（基準額×1）	6,260円	6,400円
第6段階（基準額×1.1）	6,886円	7,040円
第7段階（基準額×1.15）	7,199円	7,360円
第8段階（基準額×1.45）	9,077円	9,280円
第9段階（基準額×1.65）	10,329円	10,560円
第10段階（基準額×1.7）	10,642円	10,880円
第11段階（基準額×1.75）	10,955円	11,200円
第12段階（基準額×2）	12,520円	12,800円
第13段階（基準額×2.1）	13,146円	13,440円
第14段階（基準額×2.3）	14,398円	14,720円
第15段階（基準額×2.5）	15,650円	16,000円

- その他 条例改正により市町村特別給付として「災害時ショートステイサービス」を創設。

5 議案

第 8 号議案

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年 9 月 条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以	(趣旨) 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以

下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 [略]

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。)で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネッ

下「番号法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 [略]

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

トワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 [略]

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、給付金であつて省令で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
11	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準	[略]
			(2) 生活保護法による保護の実施若

4 [略]

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
4	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
11	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準	[略]
			(2) 生活保護法による保護の実施若

<p>じて行う保護の決定及び実施，給付金であって省令で定めるものの支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは給付金であって省令で定めるものの支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金，特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別</p>	<p>じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金，特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若</p>
---	---	---	---

		<p>障害者手当 若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
		(13) 雇用 保 険 法 (昭和49			

年法律第
116号)第
10条第1
項の失業
等給付の
支給に関
する情報
報, 職業
訓練の実
施等によ
る特定求
職者の就
職の支援
に関する
法律(平
成23年法
律第47
号)第7
条第1項
の職業訓
練受講給
付金の支
給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する

る 法 律
（平成26
年法律第
50号）第
5条第1
項の特定
医療費の
支給に関
する情報
であって
規則で定
めるもの

(14) 国民
年金法(昭
和34年法
律第141
号), 私立
学校教職
員共済法
（昭和28
年法律第
245号), 厚
生年金保
険法(昭和
29年法律
第115号)
若しくは
地方公務

員等共済
組合法(昭
和37年法
律第152
号)による
年金であ
る給付の
支給若し
くは保険
料の徴収
に関する
情報,年金
生活者支
援給付金
の支給に
関する法
律(平成24
年法律第
102号)第
25条第1
項の年金
生活者支
援給付金
の支給に
関する情
報又は地
方公務員
災害補償

法（昭和42
年法律第
121号）第
28条の2
第1項の
傷病補償
年金,同法
第29条第
1項の障
害補償年
金若しく
は同法第
31条の遺
族補償年
金の支給
に関する
情報であ
って規則
で定める
もの

(15) 特定
障害者に
対する特
別障害給
付金の支
給に關す
る法律(平
成16年法

律166号)
第3条第
1項の特
別障害給
付金の支
給に關す
る情報、
特別支援
学校への
就学奨励
に關する
法律（昭
和29年法
律第144
号）第2
条の経費
の支弁に
關する情
報又は学
校保健安
全法（昭
和33年法
律第56
号）によ
る医療に
要する費
用につい
ての援助

			に関する 情報であ って規則 で定める もの				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	市長	介護保険法に よる介護給付 又は予防給付 に係る利用者 負担額の軽減	(5) 国民年金 法, 私立学 校教職員共 済法, 厚生 年金保険 法, 国家公 務員共済組 合法 (昭和 33年法律第 128号) 又は 地方公務員 等共済組合 による年金 である給 付の支給又 は保険料の 徴収に関す る情報であ	21	市長	介護保険法に よる介護給付 又は予防給付 に係る利用者 負担額の軽減	(5) 国民年金 法 (昭和34 年法律第 141号), 私 立学校教職 員共済法 (昭和28年 法律第245 号), 厚生年 金保険法 (昭和29年 法律第115 号), 国家公 務員共済組 合法 (昭和 33年法律第 128号) 又は 地方公務員

				って規則で定めるもの
--	--	--	--	------------

				等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--	--	---

別表第3（第5条関係）

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施，給付金であつて省令で定めるも	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの (2) 学校保健

別表第3（第5条関係）

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報であつて規則で定めるもの (2) 学校保健

<p>の の 給 付，保護 に要する 費用の返 還又は徴 収金の徴 収に關す る事務で あって規 則で定め るもの</p>	<p>安全法によ る医療に要 する費用に ついでの援 助に關する 情報であつ て規則で定 めるもの</p>	<p>に要する 費用の返 還又は徴 収金の徴 収に關す る事務で あって規 則で定め るもの</p>	<p>安全法（昭 和33年法律 第56号）に よる医療に 要する費用 に關するの 援助に關す る情報であ つて規則で 定めるもの</p>
---	---	--	--

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

理 由

特定個人情報の情報連携において，進学準備給付金の支給情報等の連携が可能となるに当たり，条例を改正する必要があるため。

第 9 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35</p>

条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規

条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合

定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2

には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約

の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2, 3 [略]

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と

適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2, 3 [略]

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と

区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項

区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項

に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては，当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給

に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては，当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額

与等の収入額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

(2), (3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属

(2), (3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属

する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

(2), (3) [略]

3 [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額

(2), (3) [略]

3 [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、同項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3 [略]

（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。））」とあるのは、「（平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める

所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

3 [略]

（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。））」とあるのは、「（平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める

額（2以上の区分に該当する場合に
あつては、その合計額）を控除した
額。以下「附則第4項の規定による
減額後の総所得金額等」という。）」
とする。

(1) [略]

(2) 地方税法第292条第1項第11号
に規定する寡婦又は同項第12号に
規定するひとり親である一般被保
険者（次号に該当する者を除く。）
26万円

(3) 地方税法第295条第1項第2号
の障害者、寡婦又はひとり親に該当
する一般被保険者 92万円

5, 6 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料
の基礎賦課額の算定の特例）

7 令和3年度の年度分に係る第13条
の基礎賦課額は、第1号に規定する
額と第2号に規定する額との差額に
100分の40を乗じて得た額（10円未満
の端数が生じる場合は、これを切り
捨てた額）（以下「基礎賦課額調整
額」という。）を控除して算定した
額（第2号に規定する額が第1号に
規定する額を超える場合にあつて
は、第1号に規定する額）とする。

(1), (2) [略]

額（2以上の区分に該当する場合に
あつては、その合計額）を控除した
額。以下「附則第4項の規定による
減額後の総所得金額等」という。）」
とする。

(1) [略]

(2) 地方税法第292条第1項第11号
に規定する寡婦又は同項第12号に
規定する寡夫である一般被保険者
（次号に該当する者を除く。）
26万円

(3) 地方税法第295条第1項第2号
の障害者、寡婦又は寡夫に該当する
一般被保険者 92万円

5, 6 [略]

（令和2年度の年度分に係る保険料
の基礎賦課額の算定の特例）

7 令和2年度の年度分に係る第13条
の基礎賦課額は、第1号に規定する
額と第2号に規定する額との差額に
100分の55を乗じて得た額（10円未満
の端数が生じる場合は、これを切り
捨てた額）（以下「基礎賦課額調整
額」という。）を控除して算定した
額（第2号に規定する額が第1号に
規定する額を超える場合にあつて
は、第1号に規定する額）とする。

(1), (2) [略]

8 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和3年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)

(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1), (2) [略]

10 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和3年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超え

8 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和2年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)

(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1), (2) [略]

10 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和2年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超え

<p>る場合にあつては，第 1 号に規定する額) とする。</p> <p>(1)，(2) [略]</p> <p>12 [略]</p>	<p>る場合にあつては，第 1 号に規定する額) とする。</p> <p>(1)，(2) [略]</p> <p>12 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は，令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し，令和 2 年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正等に伴い，条例を改正する必要があるため。

第10号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>

(1), (2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定

(1), (2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が0を下回る場合は、0とする。）の合計額が80万円を超えない者

する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が80万円を超えない者

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であること。

(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度(療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者その他これに準ずる者であつて規則で定める者を含む。)であること。

(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度(療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税

に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ [略]

（助成の範囲）

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた

に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計金額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ [略]

（助成の範囲）

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた

者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約,定款,運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から,一部負担金を控除した額を助成する。ただし,法令の規定その他の制度によつて国,地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは,この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき,又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。),療養費(食事療養及び生活療養を除く。),訪問看護療養費若しくは特別療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養

者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約,定款,運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から,一部負担金を控除した額を助成する。ただし,法令の規定その他の制度によつて国,地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは,この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき,又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。),療養費(食事療養及び生活療養を除く。)若しくは特別療養費(食事療養,生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養

費（食事療養及び生活療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

2～5 [略]

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第3条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

2～5 [略]

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額 （18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の入院に係る医療費の場合

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

にあつては、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)、療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)、訪問看護療養費若しくは特別療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費(食事療養及び生活療養を除く。)、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金(以下単に「一部負担金」という。)の額は、次の

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。)、療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)若しくは特別療養費(食事療養、生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費(食事療養及び生活療養を除く。)又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。)、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金(以下単に「一部負担金」という。)の額は、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療，薬剤の支給又は手当を行う病院，診療所，薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第

各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療，薬剤の支給又は手当を行う病院，診療所，薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者その他これに準ずる者であつて規則で定める者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条

28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合
次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第3条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から資格者が療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第10条の改正規定及び第2条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項の改正規定（同項各号の改正規定を除く。）及び同条第2項第2号の改正規定（「（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）」を削る部分及び「次に掲げる場合」の次に「（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）」を加える部分に限る。） 令和3年10月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定は、施行日（この条例による改正後の神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項各号列記以外の

部分及び第2項第2号（「（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては，次のア又はイに掲げる場合）」に係る部分に限る。）の規定にあつては，令和3年10月1日。以下同じ。）以後に行われた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し，施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定を施行するために必要となる準備行為は，施行日前においても，この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例によりすることができる。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の改正等に伴い，条例を改正する必要があるため。

第11号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例(平成12年3月条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「緊急ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって主たる介護者が死亡したことその他当該居宅要介護被保険者の心身の状況又は身の回りの環境が変化したことにより介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。<u>以下同じ。</u>)に入所する緊急の必要性があると市長が認</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「緊急ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって主たる介護者が死亡したことその他当該居宅要介護被保険者の心身の状況又は身の回りの環境が変化したことにより介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)に入所する緊急の必要性があると市長が認めるものに</p>

めるものについて、指定短期入所生活介護事業所（当該必要性に対応して相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。）に当該居宅要介護被保険者が施設サービス（同条第26項に規定する施設サービスをいう。）を受けることができるようになるまでの期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

4 [略]

5 この条例において「災害時ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により居宅、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する避難所その他災害からの避難のために一時的に滞在している施設において日常生活を営むことに一時的な支障が生じたものについて、指定短期入所生活介護事業所（当該支障の程度に応じて相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。）に相当の期間入所させ、当該

ついで、指定短期入所生活介護事業所（当該必要性に対応して相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。）に当該居宅要介護被保険者が施設サービス（同条第26項に規定する施設サービスをいう。）を受けることができるようになるまでの期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

4 [略]

事業所において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

(保険給付の種類)

第5条 [略]

2 市町村特別給付は，次に掲げる保険給付とする。

(1)～(3) [略]

(4) 災害時ショートステイサービス費の支給

(市町村特別給付の支給)

第5条の2 [略]

2，3 [略]

4 居宅要介護被保険者が，災害時ショートステイサービス（第2条第5項に規定する期間を考慮して規則で定める期間内において行われるものに限る。）を受けたときは，当該災害時ショートステイサービスに要した費用（日常生活に要する費用として規則で定める費用を除く。）について，災害時ショートステイサービス費を支給する。

5～7 [略]

8 第5項及び第6項の規定は，居宅要介護被保険者等が緊急一時保護サービスを受けた場合について準用する。この場合において，これらの規定

(保険給付の種類)

第5条 [略]

2 市町村特別給付は，次に掲げる保険給付とする。

(1)～(3) [略]

(市町村特別給付の支給)

第5条の2 [略]

2，3 [略]

4～6 [略]

7 第4項及び第5項の規定は，居宅要介護被保険者等が緊急一時保護サービスを受けた場合について準用する。この場合において，これらの規定

中「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要介護被保険者等」と、「ミドルステイサービス」とあるのは「緊急一時保護サービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「緊急一時保護サービス費」と読み替えるものとする。

9 第5項及び第6項の規定は、居宅要介護被保険者が災害時ショートステイサービスを受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「ミドルステイサービス」とあるのは「災害時ショートステイサービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「災害時ショートステイサービス費」と読み替えるものとする。

(市町村特別給付に係る額)

第7条 ミドルステイサービス費、緊急ショートステイサービス費及び災害時ショートステイサービス費の額並びに緊急一時保護サービス費（居宅要介護被保険者に係るものに限る。）の額は、次に掲げる額の合計額（法第51条の3第6項に規定する場合にあっては、第1号に掲げる額）とする。

(1), (2) [略]

中「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要介護被保険者等」と、「ミドルステイサービス」とあるのは「緊急一時保護サービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「緊急一時保護サービス費」と読み替えるものとする。

(市町村特別給付に係る額)

第7条 ミドルステイサービス費及び緊急ショートステイサービス費の額並びに緊急一時保護サービス費（居宅要介護被保険者に係るものに限る。）の額は、次に掲げる額の合計額（法第51条の3第6項に規定する場合にあっては、第1号に掲げる額）とする。

(1), (2) [略]

2～4 [略]

(保険料率)

第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 34,560円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 53,760円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 57,600円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 69,120円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者
84,480円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に

2～4 [略]

(保険料率)

第8条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 33,804円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 52,584円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 56,340円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 67,608円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 75,120円
- (6) 次のいずれかに該当する者
82,632円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2

規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を給与所得及び公的年金等所得の合計額として算出した額とし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該

項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

88,320円

ア, イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

111,360円

ア, イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

126,720円

ア, イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

130,560円

ア, イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

134,400円

ア, イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

153,600円

ア, イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

161,280円

ア, イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

176,640円

ア, イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 192,000円

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

86,388円

ア, イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

108,924円

ア, イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

123,948円

ア, イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

127,704円

ア, イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

131,460円

ア, イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

150,240円

ア, イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

157,752円

ア, イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

172,776円

ア, イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 187,800円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とあるのは、「34,560円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,200円」とあるのは、「53,760円」と読み替えるものとする。

(徴収の猶予の要件)

第19条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき保険料の全部又は一部を

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,780円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,780円」とあるのは、「33,804円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,780円」とあるのは、「52,584円」と読み替えるものとする。

(徴収の猶予の要件)

第19条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき保険料の全部又は一部を

一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、当該金額を適宜分割して納付する期限を定めることを妨げない。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が災害を受けたこと。

(2)～(4) [略]

2 [略]

一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、当該金額を適宜分割して納付する期限を定めることを妨げない。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）を受けたこと。

(2)～(4) [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料の保険料額を改定すること及び新たな種類の市町村特別給付を開始すること等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第12号議案

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
 神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（事業）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u>, <u>(8)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第4条 前条に規定する事業を行うた</p>	<p style="text-align: center;">（事業）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 障害者の昼間一時保護に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(8)</u>, <u>(9)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第4条 前条に規定する事業を行うた</p>

<p>め、センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p><u>(3)</u>, <u>(4)</u> [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>め、センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p><u>(3) 昼間一時保護に必要な施設</u></p> <p><u>(4)</u>, <u>(5)</u> [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立在宅障害者福祉センターの事業の一部を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。